



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年6月11日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）富士通川崎工場再開発計画に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 富士通株式会社 代表取締役社長 山本正巳
	指定開発行為の名称	（仮称）富士通川崎工場再開発計画
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 （区域面積：約12ha）
	指定開発行為の目的	業務施設の新設等
	指定開発行為の内容	敷地面積：約120,600㎡ 延べ面積：約140,500㎡ 建築物の高さ：約60m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成25年9月 完了予定：平成32年8月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年6月11日（月）から 平成24年7月25日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて条例準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成24年7月25日（水） （郵送の場合は、平成24年7月25日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156